

2023年5月17日

お客さま 各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行AnserDATAPORT（アンサーデータポート）の取扱開始と
VALUX（バリュックス）の取扱範囲の拡大について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、NTT 東日本・NTT 西日本から表明されている INS 回線のサービス終了に伴い、当行のファームバンキングサービスについても2023年12月末をもって取扱いを終了いたします。

後継サービスとして下記のとおり新サービスの取扱い開始および提供中のサービスについて取扱範囲を拡大いたします。

記

1. 新規取扱サービスおよび拡大するサービスについて

(1) AnserDATAPORTについて取扱を開始いたします。

(2) VALUXについて取扱いを拡大いたします。

①アンサーサービス（VALUX端末SPC・HT）

Anser-HTに加え、Anser-SPCがご利用可能となります。

②全銀VALUX

全銀データ伝送がご利用可能となります。

2. 取扱開始日

2023年5月17日（水）

3. 提供サービスについて

サービス名	利用回線	サービス種類	サービス特徴
AnserDATAPORT	Connequire (コネキュア) / LGWAN (エルジーワン)	データ伝送	株式会社NTTデータが提供する一般企業様、自治体様と金融機関との安全な取引を実現するファイル伝送対応サービスです。 ※LGWANは自治体様用回線になります。
アンサーサービス (VALUX端末SPC・HT)	インターネット	アンサー	株式会社NTTデータが提供する認証サービス「VALUX」に対応したサービスです。
全銀VALUX	インターネット	データ伝送	株式会社NTTデータが提供する認証サービス「VALUX」に対応したサービスです。

「AnserDATAPORT」、「VALUX」は、各金融機関との契約により当行を含む複数金融機関の預金口座の管理が可能となります。

「AnserDATAPORT」、「Connequire」、「VALUX」は株式会社NTTデータの登録商標です。

「Connequire」回線はお客さま側で回線工事等が必要となります。

4. ご利用料金について

サービス名	サービス種類	主な機能概要	契約料	(税込)
				月額基本料金 金額
Anser DATAPORT (アンサーデータポート)	データ伝送	総合振込	55,000円	19,800円
		給与・賞与振込		
		預金口座振替		
アンサーサービス (VALUX端末SPC・HT)	アンサー	残高・取引照会	無料	3,300円
		資金移動		
全銀VALUX (パリュックス)	データ伝送	総合振込	22,000円	5,500円※
		給与・賞与振込		
		預金口座振替		

※アンサーサービス (VALUX端末SPC・HT) と全銀VALUXを併用される場合の月額基本手数料は5,500円 (税込) となります。

※「VALUX」、「Anser DATAPORT」をご利用いただくためには、別途、株式会社NTTデータへ利用申し込みが必要となります。別途サービス利用に伴う回線使用料が発生する場合がございます。

※ ファームバンキング契約サービスから代替サービスへ切替時の契約手数料は、無料とさせていただきます。

5. 利用規定について

サービスの 신설・取扱の拡大に伴い以下の対応を行います。

- (1) 「仙台銀行Anser DATAPORTご利用規定」を新設いたします。
- (2) 「仙台銀行VALUXご利用規定」を新設し、「アンサーサービスご利用規定」については、上記取扱開始日から、「仙台銀行VALUXご利用規定」へ移行させていただきます。
- (3) 「仙台銀行ファームバンキングサービスご利用規定」の文言を一部変更いたします。

以上

じもとグループは
SDGsに賛同しています



本件に関する問合せ先
 事務部システム課
 担当 佐藤・戸来(へらい)
 電話 022-225-8252 FAX 022-225-8293
 E メールアドレス
 sbkeb_support@mail.sendaibank.co.jp
 受付 平日 9:00~17:00



仙台銀行AnswerDATAPORT(アンサーデータポート)ご利用規定

第1条 基本事項

- (1) 本ご利用規定は、仙台銀行AnswerDATAPORT(アンサーデータポート、以下「本サービス」といいます。)について、当行所定の申込み手続きを完了したお客さま(以下「契約者」といいます。)のパーソナルコンピュータ等(以下「使用端末機」といいます。)と当行のコンピュータを、株式会社NTTデータのAnswerDATAPORTセンター(以下「ADPセンター」といいます。)経由により接続して利用する場合に適用するものとします。
- (2) 本サービス利用の対象者は、本ご利用規定を承認し当行所定の申込み手続きを行う法人または個人事業主の方とします。ただし、当行は、申込者との取引等を総合的に判断し本サービスの申込みを承認しないことがあります。
- (3) 本サービスが利用できる日、時間は、当行所定の営業日、時間帯とします。
- (4) 本サービスで利用できる口座の科目、種類等は、当行所定のものに限りします。
- (5) 本サービスを利用するうえでの使用端末機、ソフトウェア、専用の通信回線等の利用環境は、契約者が全て準備し、それらに関する費用も負担するものとします。

第2条 本人確認等

- (1) 契約者が本サービスを利用する際に、あらかじめ書面にて当行へ届け出た本人確認のためのパスワード等を当行に送信し、当行が登録されたパスワード等との一致を確認した場合、当行は、契約者の有効な意思による申込みであること、かつ当行が受信した依頼内容が真正なものであることを確認できたものとして取扱います。
- (2) 当行が前項の確認をして取扱いした取引については、パスワード等の盗用、不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第3条 データ伝送サービス

- (1) データ伝送サービスとは、契約者の使用端末機による依頼に基づき、総合振込・給与(賞与)振込・口座振替・会計情報(入出金明細、振込入金通知、預金残高の提供)の各データを受付し、指定日に当行所定の取扱いを行うサービスです。
- (2) 契約者が使用端末機により送信を行ったデータ(契約者が「照合データ」を利用する場合は、「照合識別コード」等を使用して承認を行ったデータ)を当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。

第4条 総合振込に関する事項

- (1) 総合振込とは、特定の支払日に複数(多数)の振込を一括して処理する取引をいいます。
- (2) 契約者は、使用端末機により本サービスを利用したデータ伝送による総合振込事務を当行に委託します。当行が受託する取扱店の範囲は、当行の本支店ならびに「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の本支店とし、振込を指定できる預金種目は普通預金と当座預金とします。
- (3) 契約者は、当行が受取人に対し総合振込を行うことに必要な振込の明細をデータ伝送す

ることで総合振込を依頼します。また、契約者は、事前に受取人が指定する口座の預金者名・預金種目・口座番号の確認を行うものとします。

- (4) 振込依頼にかかるデータ受付期間および受付時限は、振込指定日の前営業日の 14 時 50 分までとします。
- (5) 当行は、データ伝送された振込明細に基づき、振込指定日に振込手続きを行います。振込に際して、パスワード等の盗用など当行の責に帰することのできない事由により生じた契約者に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。
- (6) 振込資金については、契約者は、当行に対し、振込資金を振込指定日の前営業日までに支払指定口座に入金してください。ただし、振込依頼のデータ伝送を振込指定日の前営業日に行った場合は、振込資金を振込指定日の 10 時までに支払指定口座に入金するものとします。
- (7) 振込資金を預金口座振替の方法により決済する場合は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。
なお、振込資金の引落としに際して、振込資金が当該預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるときは、当行は振込を中止する場合があります。
- (8) 「該当口座なし」などの理由により、振込不能のものがあつた場合は、当行は当該振込金を契約者の預金口座へ入金することにより返却します。
- (9) 契約者または当行が受け入れたデータに瑕疵（不適合）があつた場合は、契約者または当行はデータを修正のうえすみやかに再送信するものとします。なお、再送信は契約者と当行間で協議のうえ行うものとします。

第 5 条 給与振込に関する事項

- (1) 給与振込とは、契約者の従業員に支払う給与（賞与および臨時支給分も含む。以下同じ）の振込を当行に依頼し、振込指定日に契約者の従業員の預金口座に振込を行うことをいいます。
- (2) 契約者は、使用端末機により本サービスを利用したデータ伝送による給与振込事務を当行に委託します。当行が受託する取扱店の範囲は、当行の本支店ならびに「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の本支店とし、給与振込を指定できる預金種目は普通預金とします。
- (3) 契約者は、当行が受取人に対し給与振込を行うことに必要な振込の明細をデータ伝送することで給与振込を依頼します。また、契約者は、事前に受取人が指定する口座の預金者名・預金種目・口座番号の確認を行うものとします。
- (4) 振込依頼にかかるデータ受付期間および受付時限は、振込指定日の 3 営業日前の 14 時 50 分までとします。
- (5) 当行は、データ伝送された振込明細に基づき、振込指定日に振込手続きを行います。振込に際して、パスワード等の盗用など当行の責に帰することのできない事由により生じた契約者に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。
- (6) 当行は、受給者に対して給与振込の入金についての通知は行いません。

- (7) 受給者に対する給与振込の支払開始時期は、振込指定日の10時からとします。
- (8) 振込資金については、契約者は、当行に対し、振込資金を振込指定日の2営業日前の10時までに支払指定口座に入金してください。
- (9) 給与振込資金を預金口座振替の方法により決済する場合は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。
なお、振込資金の引落としに際して、振込資金が当該預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるときは、当行は振込を中止する場合があります。
- (10) 「該当口座なし」などの理由により、振込不能のものがあつた場合は、当行は当該振込金を契約者の預金口座へ入金することにより返却します。
- (11) 契約者または当行が受け入れたデータに瑕疵（不適合）があつた場合は、契約者または当行はデータを修正のうえすみやかに再送信するものとします。なお、再送信は契約者と当行間で協議のうえ行うものとします。

第6条 組戻し・振込内容の訂正

当行が契約者から受付した振込について、契約者が組戻しまたは振込内容を訂正する場合は、本サービスの契約店の支払指定口座または引落指定口座のある当行本支店にて、当行所定の方法で取扱います。取扱いにあたっては、当行所定の組戻手数料または振込訂正手数料をお支払いいただきます。

第7条 口座振替に関する事項

- (1) 口座振替とは、契約者が当行・契約者・預金者の各契約に基づき、預金者が支払うべき各種の料金を、契約者からの請求により当行が振替指定日に預金者の指定する預金口座から振替し、その収納資金を取りまとめ店の契約者の預金口座に入金することをいいます。
- (2) 契約者は、使用端末機により本サービスを利用したデータ伝送による預金口座振替での収納事務を当行に委託します。預金口座振替収納事務を取扱うにあたり、収納事務の対象となる取りまとめ店、取扱店の範囲は、当行の本支店とします。
- (3) 当行は、契約者と別途締結する「預金口座振替に関する契約書(データ伝送)」の定めに基づき本サービスを提供します
- (4) 口座振替の取扱手数料は、契約者が、「預金口座振替に関する契約書(データ伝送)」の定めに基づき当行所定の手数料(消費税も含む)を支払うものとします。

第8条 照合データに関する事項

- (1) 照合データとは、総合振込・給与(賞与)振込・預金口座振替の各データについて、指定日・件数・金額等の取引情報の照合を行う所定のデータのことをいいます。
- (2) 当行所定の申込み手続きで照合データを利用するとした場合は、契約者は、総合振込・給与(賞与)振込・預金口座振替の各データを送信した後、別途、照合データを送信するものとします。
- (3) 照合データを利用する場合は、当行は、契約者が照合データの送信が正常に完了したこと

をもって、総合振込・給与(賞与)振込・預金口座振替の各データの伝送が完了したものとします。

- (4) 照合データを利用しない場合は、当行は、契約者がデータの送信が正常に完了したことををもって、総合振込・給与(賞与)振込・預金口座振替の各データの伝送が完了したものとします。

第9条 会計情報に関する事項

- (1) 会計情報とは、本サービスを利用している契約者が、会計情報サービス所定の申込み手続きを完了後、あらかじめ指定した預金口座の振込入金または入出金等の明細、預金残高を当行が全銀手順によるデータ伝送で提供することをいいます。
- (2) 契約者が会計情報により入手した情報の利用結果について、当行は損害賠償等の一切の責任を負いません。

第10条 手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたって、契約者は、当行所定の手数料(消費税相当額を含みます)を支払うことに同意していただきます。
- (2) 手数料の支払方法は、預金口座振替によるものとし、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。また、手数料に係る領収書の発行は省略させていただきます。
- (3) 当行は、本サービスに係る諸手数料について改定する場合があります。手数料の改定については、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。また、手数料の改定は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第11条 ADPセンターとの接続

- (1) 契約者は、本サービスの利用にあたり、ADPセンターとの接続を、専用の通信回線である「Connecure (コネキュア)」または「LGWAN (エルジーワン)」を利用することにより行います。なお、回線利用にあたっては、別途契約者において、専用の通信回線の利用申込みを行い、それらに関する費用および通信費用は契約者が負担するものとします。
- (2) 契約者が、ADPセンターと接続できないことにより発生した損害については、当行はその責任を負いません。

第12条 届出事項の変更

- (1) 契約者は、本サービスの申込み後、届出事項に変更がある場合は、当行所定の書面により直ちに取引店へ届け出るものとします。
- (2) なお、この届出の前に生じた契約者の損害等については、当行は責任を負わないものとします。

第13条 サービスの停止

- (1) 当行は、本サービスを提供するシステム（以下「本システム」といいます。）のハードウェア機器・ソフトウェア等の保守点検や内容の変更作業を行うため、任意に本サービスの全部または一部を一時停止することがあります
- (2) 本サービスを一時停止する場合は、本システムの稼働不良による場合を除き、あらかじめ当行所定の方法で通知します。
- (3) 当行の責によらない第三者の故意・過失による不具合に対する措置または回線工事等が発生した場合は、当行は、取扱時間中であっても契約者に予告なく本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。
- (4) 当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な場合には、当行の判断により、本サービスの全部、または一部を停止できることとします。その場合、停止の時期等については当行ホームページ等に掲載いたします。

第14条 免責事項

- (1) 天災・火災・騒乱等の不可抗力、または当行の責によらない通信機器、通信回線およびコンピュータ等の障害により、取扱いが遅延や不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があった場合、または当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行が、契約者の送信データの受信を確認できない場合、または送信データに入力漏れ等の不備がある場合は、当行は取扱いをいたしません。このために取扱遅延や取扱不能等が発生し、そのために生じた契約者の損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 当行が提供したソフトウェアに偽造・変造・盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 当行がこの規定により取扱ったにも拘らず、契約者がこの規定により取扱わなかったために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第15条 解約

- (1) 本サービスは、当事者一方の都合でいつでも解約できるものとします。ただし、契約者から当行に対する解約通知は、当行所定の書面により届出るものとします。
- (2) 当行が解約の通知を届出の住所宛に発信した場合に、その通知が契約者に到着しなかった時、または延着した時は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (3) 契約口座が解約された場合は、当行は、お申込み口座に係る本サービスの契約が解除されたものとして取扱います。
- (4) 契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、本契約の利用一時停止、または解約できるものとします。
 - ① 支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始、その他その後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の

申立があったとき、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があった場合

- ② 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- ③ 住所変更等の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、契約者の所在が把握できない場合
- ④ 相続の開始があった場合
- ⑤ 解散その他営業活動を停止した場合
- ⑥ 契約者が当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が発生した場合
- ⑦ 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- ⑧ 契約者がこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合

第16条 ご利用規定の変更

(1) 本規定の各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第17条 規定の準用

本ご利用規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、その他の関連規定により取扱います。

第18条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第19条 譲渡・質入れの禁止

本契約に基づく契約者の権利は、譲渡・質入れすることはできません。

第20条 管轄裁判所

本契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

(2023年5月17日現在)

仙台銀行VALUX(バリュックス)ご利用規定

第1条 基本事項

- (1) 本ご利用規定は、仙台銀行VALUX(バリュックス、以下「本サービス」といいます。)について、当行所定の申込み手続きを完了し、お客さま(以下、「契約者」といいます。)の占有管理するパーソナルコンピュータ等(以下「専用端末機」といいます。)と当行のコンピュータを、株式会社NTTデータのセンター等を経由して接続して利用する場合に適用するものとします。
- (2) 本サービス利用の対象者は、本ご利用規定を承認し当行所定の申込み手続きを行う法人または個人事業主の方とします。ただし、当行は、申込者との取引等を総合的に判断し本サービスの申込みを承認しないことがあります。
- (3) 本サービスが利用できる日、時間は、当行所定の営業日、時間帯とします。
- (4) 本サービスで利用できる口座の科目、種類等は、当行所定のものに限りです。
- (5) 本サービスを利用するうえでの専用端末機、ソフトウェア、インターネット接続契約等の利用環境は、契約者が全て準備し、それらに関する費用も負担するものとします。

第2条 本人確認等

- (1) 契約者が本サービスを利用する際に、あらかじめ書面にて当行へ届け出た暗証番号、パスワード等を当行に送信し、当行が登録された暗証番号、パスワード等との一致を確認した場合、当行は、契約者の有効な意思による申込みであること、かつ当行が受信した依頼内容が真正なものであることを確認できたものとして取扱います。
- (2) 当行が前項の確認をして取扱いした取引については、暗証番号、パスワード等の盗用、不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第3条 本サービスで利用いただけるサービス

- (1) サービスで利用いただけるサービスは、アンサーサービスと全銀VALUX(データ伝送)サービスです。なお、契約者の申込み内容によって利用いただけるサービスは異なります。
 - ① アンサーサービスとは、専用端末機を用いた契約者からの依頼により行う、取引照会、資金移動(振込・振替)のサービスをいいます。
 - ② 全銀VALUX(データ伝送)サービス
全銀VALUX(データ伝送)サービスとは、契約者の専用端末機による依頼に基づき、総合振込・給与(賞与)振込・口座振替・会計情報(入出金明細、振込入金通知、預金残高の提供)の各データを受付し、指定日に当行所定の取扱いを行うサービスをいいます。

第4条 取引の依頼・取引依頼内容の確定

- (1) 取引の依頼方法
本サービスによる取引の依頼は、本ご利用規定第2条に従った本人確認が完了後、契約者が、取引に必要な所定事項を当行の指定する方法により当行に送信することで行うもの

とします。

(2) 取引依頼内容の確定

- ① 当行がデータ伝送の取引の依頼を受付けた場合は、件数、金額、契約者名、その他当行所定の方法で依頼内容を確認し、当行が依頼内容の確認をした時点で当該取引依頼内容が確定したものとし、当行所定の方法で手続きを行いません。
- ② 契約口座の取引内容に訂正または取消があった場合には、当行は、契約者に通知することなく回答済の残高情報・口座情報を訂正または取消しすることがあります。これらの訂正または取消のために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第5条 取引照会に関する事項

- (1) 取引照会とは、使用端末等を用いた契約者からの依頼により、契約口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を提供するサービスです。
- (2) 当行が回答した残高情報・口座情報は、前項の依頼があった時点での情報です。契約口座の取引内容に訂正または取消があった場合には、当行は、契約者に通知することなく回答済みの残高情報・口座情報を訂正または取消することがあります。これらの訂正または取消のために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第6条 資金移動（振込・振替）に関する事項

- (1) 資金移動（振込・振替）とは、あらかじめ指定された契約者名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から、契約者が指定した金額を引落しのうえ、同様に指定された当行の本支店ならびに「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の本支店の口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ入金することができるサービスをいいます。
- (2) 入金指定口座への入金方法は次により取扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座が同一店内かつ同一名義の場合は「振替」として取扱います。
 - ② 支払指定口座と入金指定口座が異なる当行本支店にある場合、または入金指定口座が当行以外の「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は「振込」として取扱います。
- (3) 翌営業日以降の資金移動（振込・振替）を依頼する場合は、当行所定の営業日までの間で取扱日を指定できるものとし、振込・振替の「予約」として取扱います。
- (4) 入金指定口座の指定方法は、契約者があらかじめ当行へ入金指定口座を届出する方法、および契約者が依頼の都度、入金指定口座を指定する方法（以下「都度指定方式」といいます。）により取扱います。ただし、都度指定方式は、振込・振替の予約の場合に限るものとし、ます。
- (5) 資金移動（振込・振替）の依頼は、当行が依頼内容確認コードを受信するとともに本ご利用規定第2条の確認ができた時点で確定するものとします。この場合、当行は、直ちに支払指定口座から振込・振替金額を引落しのうえ、所定の方法で入金指定口座へ振込または振替の手続きを行います。
- (6) 資金移動（振込・振替）の予約の依頼内容が確定した場合は、ご指定の取扱日（以下「指

- 定日」といいます。)に支払指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で入金指定口座へ振込または振替の手続きをいたします。ただし、指定日の当行営業開始時において、振込金額または振替金額が支払指定口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる金額を含みます。また、当該口座からの引落としが複数ある場合、引落としの順序は当行の任意とし、他の引落としを優先したときはその引落とし後の金額とします。)を超える場合には、当行は、契約者に通知することなく当該予約はなかったものとして、振込・振替の取扱いはしません。契約者は、振込・振替の予約を取消す場合は、指定日の前営業日までに専用端末機で取消依頼を行うものとし、
- (7) 資金移動(振込・振替)において、1件あたりの取引限度額は、当行所定金額または当行所定金額以内であらかじめ契約者より届出のあった金額とします。取引限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。
 - (8) 振込・振替金額の引落としにあたっては、当行の各種預金規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
 - (9) 当行は、以下の事項に該当する場合は振込・振替の取扱いはしません。
 - ① 振込・振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる金額を含む)を超えるとき。
 - ② 支払指定口座あるいは入金指定口座が解約されたとき。
 - ③ 契約者から支払指定口座への支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押え等やむをえない事情があり、当行が支払いを不相当と認めたとき。
 - ⑤ 契約者が本ご利用規定に反して利用したとき。
 - (9) 当行以外の金融機関あての振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、当行所定の組戻手続きにより処理します。

第7条 総合振込に関する事項

- (1) 総合振込とは、特定の支払日に複数(多数)の振込を一括して処理する取引をいいます。
- (2) 契約者は、専用端末機により本サービスを利用した全銀VALUX(データ伝送)による総合振込事務を当行に委託します。当行が受託する取扱店の範囲は、当行の本支店ならびに「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の本支店とし、振込を指定できる預金種目は普通預金と当座預金とします。
- (3) 契約者は、当行が受取人に対し総合振込を行うことに必要な振込の明細をデータ伝送することで総合振込を依頼します。また、契約者は、事前に受取人が指定する口座の預金者名・預金種目・口座番号の確認を行うものとし、
- (4) 振込依頼にかかるデータ受付期間および受付時限は、振込指定日の前営業日の14時50分までとします。
- (5) 当行は、データ伝送された振込明細に基づき、振込指定日に振込手続きを行います。振込に際して、パスワード等の盗用など当行の責に帰することのできない事由により生じた契約者に生じた損害については、当行はその責を負わないものとし、
- (6) 振込資金については、契約者は、当行に対し、振込資金を振込指定日の前営業日までに支払指定口座に入金してください。ただし、振込依頼のデータ伝送を振込指定日の前営業日

に行った場合は、振込資金を振込指定日の 10 時までには支払指定口座に入金するものとします。

- (7) 振込資金を預金口座振替の方法により決済する場合は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。

なお、振込資金の引落としに際して、振込資金が当該預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるときは、当行は振込を中止する場合があります。

- (8) 「該当口座なし」などの理由により、振込不能のものがあつた場合は、当行は当該振込金を契約者の預金口座へ入金することにより返却します。
- (9) 契約者または当行が受け入れたデータに瑕疵（不適合）があつた場合は、契約者または当行はデータを修正のうえすみやかに再送信するものとします。なお、再送信は契約者と当行間で協議のうえ行うものとします。

第 8 条 給与振込に関する事項

- (1) 給与振込とは、契約者の従業員に支払う給与（賞与および臨時支給分も含む。以下同じ）を当行に依頼し、振込指定日に契約者の従業員の預金口座に振込を行うことをいいます。
- (2) 契約者は、専用端末機により本サービスを利用した全銀 VALUX（データ伝送）による給与振込事務を当行に委託します。当行が受託する取扱店の範囲は、当行の本支店ならびに「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の本支店とし、給与振込を指定できる預金種目は普通預金とします。
- (3) 契約者は、当行が受取人に対し給与振込を行うことに必要な振込の明細をデータ伝送することで給与振込を依頼します。また、契約者は、事前に受取人が指定する口座の預金者名・預金種目・口座番号の確認を行うものとします。
- (4) 振込依頼にかかるデータ受付期間および受付時限は、振込指定日の 3 営業日前の 14 時 50 分までとします。
- (5) 当行は、データ伝送された振込明細に基づき、振込指定日に振込手続きを行います。振込に際して、パスワード等の盗用など当行の責に帰することのできない事由により生じた契約者に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。
- (6) 当行は、受給者に対して給与振込の入金についての通知は行いません。
- (7) 受給者に対する給与振込の支払開始時期は、振込指定日の 10 時からとします。
- (8) 振込資金については、契約者は、当行に対し、振込資金を振込指定日の 2 営業日前の 10 時までには支払指定口座に入金してください。
- (9) 給与振込資金を預金口座振替の方法により決済する場合は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。
- なお、振込資金の引落としに際して、振込資金が当該預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるときは、当行は振込を中止する場合があります。
- (10) 「該当口座なし」などの理由により、振込不能のものがあつた場合は、当行は当該振込金

を契約者の預金口座へ入金することにより返却します。

- (11) 契約者または当行が受け入れたデータに瑕疵（不適合）があった場合は、契約者または当行はデータを修正のうえすみやかに再送信するものとします。なお、再送信は契約者と当行間で協議のうえ行うものとします。

第9条 組戻し・振込内容の訂正

当行が契約者から受付した振込について、契約者が組戻しまたは振込内容を訂正する場合は、本サービスの契約店の支払指定口座または引落指定口座のある当行本支店にて、当行所定の方法で取扱います。取扱いにあたっては、当行所定の組戻手数料または振込訂正手数料をお支払いいただきます。

第10条 口座振替に関する事項

- (1) 口座振替とは、契約者が当行・契約者・預金者の各契約に基づき、預金者が支払うべき各種の料金を、契約者からの請求により当行が振替指定日に預金者の指定する預金口座から振替し、その収納資金を取りまとめ店の契約者の預金口座に入金することをいいます。
- (2) 契約者は、専用端末機により本サービスを利用した全銀VALUX（データ伝送）による預金口座振替での収納事務を当行に委託します。預金口座振替収納事務を取扱うにあたり、収納事務の対象となる取りまとめ店、取扱店の範囲は、当行の本支店とします。
- (3) 当行は、契約者と別途締結する「預金口座振替に関する契約書（データ伝送）」の定めに基づき本サービスを提供します
- (4) 口座振替の取扱手数料は、契約者が、「預金口座振替に関する契約書（データ伝送）」の定めに基づき当行所定の手数料（消費税も含む）を支払うものとします。

第11条 会計情報に関する事項

- (1) 会計情報とは、本サービスを利用している契約者が、会計情報サービス所定の申込み手続きを完了後、あらかじめ指定した預金口座の振込入金または入出金等の明細、預金残高を当行が全銀手順によるデータ伝送で提供することをいいます。
- (2) 契約者が会計情報により入手した情報の利用結果について、当行は損害賠償等の一切の責任を負いません。

第12条 手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたって、契約者は、当行所定の手数料（消費税相当額を含みます）を支払うことに同意していただきます。
- (2) 手数料の支払方法は、預金口座振替によるものとし、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。また、手数料に係る領収書の発行は省略させていただきます。
- (3) 当行は、本サービスに係る諸手数料について改定する場合があります。手数料の改定については、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。また、手数料の改定は、公表等の際に定める適用開始日から適

用されるものとします。

第13条 「VALUX」を利用したインターネット環境での取扱い

- (1) 本サービスを利用するうえで、契約者は、株式会社NTTデータ社が提供する端末認証方式「VALUX」に関する契約を、別途締結し利用することとします。
- (2) 「VALUX」利用にあたり、別途「VALUX」に対応した専用ソフトの購入、株式会社NTTデータ社が提供する専用WEBブラウザ「BizHawkEye（ビズホークアイ）」または同社以外が提供するWEBシステムやクラウドシステム等の利用に関する契約を行う必要があります。
- (3) 当行は、株式会社NTTデータ社から認証済み情報として通知された「VALUX」の接続ID（以下「接続ID」といいます。）を契約者の認証に使用します。契約者は、事前に申込書により接続IDを当行に届け出ることとします。なお、接続IDの取扱いは、株式会社NTTデータの定めによるものとします。
- (4) 当行は、第2条に定めるほか、接続IDの一致を確認して取扱いをした取引については、暗証番号等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 「VALUX」および「BizHawkEye」、その他WEBシステムやクラウドシステム等が利用できないことにより発生した損害については、当行はその責任を負いません。

第14条 取引内容の確認

- (1) 契約者は、本サービスによる資金移動(振込・振替)の取引後、すみやかに専用端末機による結果照会の操作、預金通帳への記入等により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違のある場合は、ただちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容や残高に相違のある場合において、契約者と当行の間に疑義が生じたときは、当行のコンピュータの記録内容をもって処理させていただきます。

第15条 届出事項の変更

- (1) 契約者は、本サービスの申込み後、届出事項に変更がある場合は、当行所定の書面により直ちに取引店へ届け出るものとします。
- (2) なお、この届出の前に生じた契約者の損害等については、当行は責任を負わないものとします。

第16条 サービスの停止

- (1) 当行は、本サービスを提供するシステム（以下「本システム」といいます。）のハードウェア機器・ソフトウェア等の保守点検や内容の変更作業を行うため、任意に本サービスの全部または一部を一時停止することがあります
- (2) 本サービスを一時停止する場合は、本システムの稼働不良による場合を除き、あらかじめ当行所定の方法で通知します。
- (3) 当行の責によらない第三者の故意・過失による不具合に対する措置または回線工事等が

発生した場合は、当行は、取扱時間中であっても契約者に予告なく本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。

- (4) 当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な場合には、当行の判断により、本サービスの全部、または一部を停止できることとします。その場合、停止の時期等については当行ホームページ等に掲載いたします。

第17条 免責事項

- (1) 天災・火災・騒乱等の不可抗力、または当行の責によらない通信機器、通信回線およびコンピュータ等の障害により、取扱いが遅延や不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があった場合、または当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行が、契約者の送信データの受信を確認できない場合、または送信データに入力漏れ等の不備がある場合は、当行は取扱いをいたしません。このために取扱遅延や取扱不能等が発生し、そのために生じた契約者の損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 当行が提供したソフトウェアに偽造・変造・盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 当行がこの規定により取扱ったにも拘らず、契約者がこの規定により取扱わなかったために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第18条 解約

- (1) 本サービスは、当事者一方の都合でいつでも解約できるものとします。ただし、契約者から当行に対する解約通知は、当行所定の書面により届出るものとします。
- (2) 当行が解約の通知を届出の住所宛に発信した場合に、その通知が契約者に到着しなかった時、または延着した時は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (3) 契約口座が解約された場合は、当行は、お申込み口座に係る本サービスの契約が解除されたものとして取扱います。
- (4) 契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、本契約の利用一時停止、または解約できるものとします。
 - ① 支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始、その他その後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があった場合
 - ② 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - ③ 住所変更等の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、契約者の所在が把握できない場合
 - ④ 相続の開始があった場合
 - ⑤ 解散その他営業活動を停止した場合
 - ⑥ 契約者が当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が発生した場合

- ⑦ 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- ⑧ 契約者がこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合

第 19 条 ご利用規定の変更

- (1) 本規定の各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 20 条 規定の準用

本ご利用規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、その他の関連規定により取扱います。

第 21 条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第 22 条 譲渡・質入れの禁止

本契約に基づく契約者の権利は、譲渡・質入れすることはできません。

第 23 条 管轄裁判所

本契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

(2023年5月17日現在)

仙台銀行ファームバンキングサービスご利用規定

第1条 仙台銀行ファームバンキングサービス

1. 仙台銀行ファームバンキングサービスの内容

仙台銀行ファームバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、本サービスの所定の申込み手続きを完了したお客さま（以下「契約者」といいます。）のパーソナルコンピュータ等（以下「端末」といいます。）により通信回線を通じた依頼に基づき、第15条以下に定める当行所定のサービス提供することをいいます。

2. 利用資格者

- (1) 本サービスの利用資格者は、本規定を承認し、かつ当行所定の申込み手続きを行う法人及び個人事業主の方とします。ただし、当行は利用申込者との取引等を総合的に判断し本サービスの申込みを承認しないことがあります。また、既にインターネットビジネスバンキングをご契約の方はご利用になれません。
- (2) 本サービスの利用の申込みの際は、当行所定の書面により申込みを行うものとします。

3. 契約口座

契約者が本サービスにより振込・振替等の依頼をすることができる口座（以下「契約口座」といいます。）は、契約者が当行所定の申込書により当行に届出た当行本支店のご本人名義（契約者の支店名義・営業所名義等を含みます。）の口座とします。

4. 使用できる機器等

本サービスの利用に際して使用できる端末およびファームバンキング用ソフトウェアは、当行所定のものに限るものとします。また、本サービスの利用に必要なとなる端末、ソフトウェアおよびその使用環境は、契約者が自己の負担において準備するものとします。

5. サービス取扱時間

- (1) 本サービスの取扱時間は、当行所定の時間内とします。
- (2) 当行は取扱時間を変更する場合、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

6. 手数料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料（消費税相当額を含みます。）をお支払いいただきます。
- (2) 当行は利用手数料を変更する場合があります。また、利用手数料以外の本サービスに係る諸手数料についても、新設、あるいは改定する場合があります。これらの変更については当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用

開始日から適用されるものとします。

- (3) 第1号に定める利用手数料は、当行の各種預金規定にかかわらず預金通帳、同払戻請求書の提出を受けることなしに、手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引き落とします。この場合、利用手数料領収書の発行は省略させていただきます。

第2条 本人確認

1. 本人確認方法

- (1) 契約者は本サービスの利用にあたり、当行に対し、当行所定の書面による申込み時に申込みサービスに応じて「データ伝送用暗証番号」・「照会用暗証番号」・「振込振替暗証番号」・「確認暗証番号」（以下「暗証番号」といいます。）を届出るものとします。
- (2) 本サービスでは、当行に登録されている「暗証番号」と、当行が受信した「暗証番号」との一致、その他当行が定める方法により本人確認を行い、次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - ① 契約者の有効な意思による申込みであること。
 - ② 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (3) 本サービスの利用に際して必要な「暗証番号」、その他の本人確認方法、設定方法等は当行が定めるものとし、当行が必要とする場合、変更することができるものとします。

2. 暗証番号の管理

- (1) 契約者が「暗証番号」を指定する場合は、生年月日や電話番号等第三者が推測可能な番号の指定は避けるとともに、第三者に知られないように厳重に管理してください。なお、当行職員から契約者に対して「暗証番号」をお尋ねすることはありません。
- (2) 契約者がお取引の安全性を確保するため、「暗証番号」の変更を行う場合には、当行所定の方法により変更が可能です。また、当行所定の期間ごとに変更が必要となります。
- (3) 契約者が届出と異なる「暗証番号」を当行所定の回数を連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱いを中止します。契約者が取引の再開を希望する場合は、当行へご連絡のうえ当行所定の手続きをとってください。
- (4) 契約者の「暗証番号」が第三者に知られた場合、またはその恐れがある場合（端末の盗難、遺失、暗証番号等を記載した書類を紛失した場合等）、契約者は当行に届出てください。届出の受付により、当行は本サービスの利用を停止します。この停止により、既に依頼済みで当行が処理をしていない振込、振替等の依頼は契約者の意思により撤回されたものとみなします。

第3条 本サービス利用行為の依頼

1. 本サービス利用行為の依頼方法

契約者は、前条第1項による本人確認手続を経た後、必要な所定事項を当行所定の方法により正確に伝達することで取引を依頼するものとします。

2. 本サービス利用行為の依頼の確定

(1) 契約者が取引を依頼する際は、端末の操作画面の指示にしたがって取引内容を正確に入力してください。

(2) 当行は、契約者の端末から送信された内容を契約者の端末の画面に返信します。

(3) 契約者が表示内容に対する応諾の意思表示を端末操作により行い、当行が応諾の意思表示のデータを受信した時点で、当行は取引の依頼を受付けたものとみなします。

3. 資金の引落とし

契約者が資金の引落としを伴う本サービス利用行為を行う場合、当行は、当行所定の日引落資金を申込み口座より引落としのうえ、契約者の依頼による取引の処理を行うものとします。本サービスによる申込み口座からの引落としに際しては、当行の各種預金規定にかかわらず預金通帳、同払戻請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。

4. 取引依頼の不成立

次の各号に該当する場合、当行は契約者からの本サービス利用行為の依頼はなかったものとして取り扱います。

(1) 申込み口座が解約されている場合

(2) 振込金額、振替金額等の取引金額、振込手数料および取引に関連して必要となる手数料の合計額が、振込・振替のお支払口座の支払可能残高（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超える場合。ただし、本サービスで受付けた翌営業日以降の振込・振替取引等について、以降に処理を行う時点で振込・振替のお支払口座の支払可能残高を超える場合にも同様な取扱いとします。

(3) 差押え等の事情があり、当行が支払または入金が不可能あるいは不相当と認めた場合。

(4) 申込み口座に対して契約者から支払停止の届出があり、それに基づき当行が支払停止の手続きを行った場合。

(5) 本規定に違反して利用された場合。

5. 取引内容の確認

(1) 本サービス利用行為の依頼に基づき、当行が、お支払口座より資金の引き落としを実行した後、利用者は速やかに本サービスの照会サービス、お支払口座にかかる預金通帳への記入等により取引内容を照合するものとします。万一、取引内

容、残高に依頼内容との相違がある場合、利用者は直ちにその旨を当行まで連絡するものとします。

- (2) 本サービスにおける契約者の端末による依頼事項は、当行において電磁的記録等により相当期間保存されます。契約者と当行の間で取引内容、残高等が相違した場合は、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第4条 免責事項

1. 本人確認

第2条による本人確認手続きを経た後、本サービス利用行為が実行された場合は、当該本サービス利用行為は、契約者本人により行われたものとみなされ、暗証番号等または端末について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、損害の発生が、盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等に起因するものであり、かつ当行所定の要件を満たしている場合、契約者は、当行に対して補てんの請求を申し出ることができるものとします。

2. 通信手段の障害等

通信手段の障害等当行および共同システムの運営会社の責によらない通信機器、回線等の通信手段の障害およびコンピュータ等の障害等により取扱いが遅延したり不能となった場合、その為に生じた損害について当行は責任を負いません。

3. 通信経路における取引情報の漏洩等

通信回線等の通信経路における盗聴等、当行が契約者あてに送付する通知及び書類の第三者の不正取得等により契約者の情報等が漏洩した場合、その為に生じた損害について当行は責任を負いません。

4. 印鑑照合

当行が各種の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他事故があっても、その為に生じた損害について当行は責任を負いません。

5. やむを得ない事由

システム変更・災害等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害について、当行は責任を負いません。

第5条 サービスの停止

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができるものとします。この中断の時期及び内容につ

いては、当行のホームページその他の方法により知らせるものとします。

第6条 解約

1. 本サービスは当事者一方の都合でいつでも解約できるものとします。ただし、契約者から当行に対する解約通知は、当行所定の書面により届出るものとします。
2. 当行が解約の通知を届出の住所宛に発信した場合に、その通知が契約者に到着しなかった時、または延着した時は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
3. 契約口座が解約された場合は、申込み口座に係る本サービスの契約が解除されたものとして取扱います。
4. 契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、本契約の利用一時停止、または解約できるものとします。
 - (1) 支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始、その他その後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があった場合
 - (2) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 住所変更等の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、契約者の所在が把握できない場合
 - (4) 相続の開始があった場合
 - (5) 解散その他営業活動を停止した場合
 - (6) 契約者が当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が発生した場合
 - (7) 1年以上にわたり、本サービスの利用がない場合
 - (8) 契約者が本規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合

第7条 届出の変更等

本サービスにかかる印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、利用者は直ちに当行所定の方法により直ちに届出てください。変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。この届出の前に生じた損害については、当行はいつさいの責任を負いません。

第8条 業務委託

本サービスの実施・運営の一部の業務について、当行は共同システムの運営会社に業務委託します。これに伴い当行は、契約内容等契約者の情報について、必要に応じて運営会社に開示するものとします。なお、運営会社は当該情報について当行と同様の注意をもって取扱います。

第9条 契約期間

本サービスの当初契約期間は、当初契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日から起算して1年間継続されるものとします。以後も同様とします。

第10条 禁止行為

1. 契約者は、本サービスに基づく契約者の権利を譲渡・質入れすることはできません。
2. 契約者は、本規定に定める事項を遵守するほか、本サービスにおいて以下の行為をしてはならないものとします。また、当行は、契約者が本サービスにおいて、以下の行為を行い、または行う恐れがあると判断した場合、必要な措置を講じることができるものとします。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 犯罪的行為に結びつく行為
 - (3) 他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (4) 他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
 - (5) 他の契約者または第三者を誹謗中傷するような行為
 - (6) 他の契約者または第三者に不利益を与えるような行為
 - (7) 本サービスの運営を妨げるような行為
 - (8) 当行の信用を毀損するような行為
 - (9) その他当行が不適當・不適切と判断する行為

第11条 個人情報

契約者の個人情報は、当行個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に則り適切に取扱います。

第12条 規定の変更方法

1. 本規定の各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第13条 関係規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、振込規定等により取扱います。

第14条 準拠法・管轄

本規定および本サービス利用行為の準拠法は日本法とします。本利用規定および本サービス利用行為に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

第15条 資金移動（振込・振替）サービス

1. 資金移動（振込・振替）サービスの内容

- (1) 資金移動（振込・振替）サービスとは、契約者の依頼に基づき、契約者の指定した日に、振込・振替のお支払口座より契約者が指定した金額を引落しのうえ振込・振替指定口座へ振込手続きおよび振替入金を行うサービスをいいます。
- (2) 資金移動（振込・振替）サービスは、次の名号の方法で取扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
 - ② 支払指定口座と入金指定口座とが異なる当行本支店にある場合、または当行以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。
 - ③ 翌営業日以降の振込・振替を依頼する場合は、当行所定の営業日までの間で取扱日を指定できるものとし、振込・振替の「予約」として取扱います。
 - ④ 入金指定口座の指定方法は、契約者があらかじめ当行へ入金指定口座を届出する方法（登録方式）、および契約者が依頼の都度入金指定口座を指定する方法（以下「都度指定方式」といいます。）により取り扱います。ただし、都度指定方式は、振込・振替の予約の場合に限るものとします。
- (3) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料（消費税を含みます。）をいただきます。

2. 振込・振替限度額

- (1) 1日あたり（1日の起点は午前零時とします。）の振込・振替限度額は、当行所定の振込・振替限度額の範囲内かつ契約者により登録された振込・振替限度額の範囲内とし、当行所定の日より有効とします。なお、当行所定の1日当りの振込・振替限度額を変更する場合はホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- (2) 振込・振替限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。1日に複数の取引があり、その総額が1日あたりの振込・振替限度額を超える場合は、そのいずれかの取引を実行するかは当行の任意とします。

3. 振込・振替指定日

振込・振替指定日は、依頼日当日及び依頼日当日から当行所定の期間内の当行所定の日を指定することができます。なお、当行はホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することによりこの期間を変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

4. 振込・振替サービスの手続き

当行は依頼内容確定時（予約取引の場合、振込・振替指定日）に、振込・振替資金及び振込手数料を預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、引落口座から自動的に引落とします。ただし、手数料を月極めでお支払いの場合は月極めにて手数料引落口座から引落します。

5. 振込依頼の確定後の取消、変更、組戻し

(1) 振込依頼受付後にその依頼内容を変更（訂正）または取りやめる場合には、次の手続きにより取扱います。

①変更（訂正）および組戻しは、振込・振替のお支払口座の所属店の窓口において当行所定の書面にて依頼するものとします。この場合、当行所定の方法で本人確認をしたうえで手続きを行います。

②前号の変更（訂正）および組戻しの依頼にあたっては、当行所定の送金・振込訂正料、組戻手数料（消費税を含みます。）をお支払いいただきます。

③組戻された振込資金は、振込・振替のお支払口座に入金します。この場合、振込手数料は返戻しません。

(2) 前項の組戻しにおいて、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

(3) 契約者の依頼に基づいて当行が発信した振込について、振込・振替先口座への入金ができない等の理由により被仕向金融機関から資金の返却があった場合には、振込・振替のお支払口座に入金させていただきます。なお、その場合は振込手数料（消費税を含みます。）の返却はいたしません。

(4) 契約者の依頼に基づいて当行が発信した振込について、振込先金融機関から当行に対し振込内容の照会等があった場合は、当行は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。

6. 端末による予約の取消

予約取引において振込・振替依頼を取り消すときは、前項に定める方法のほか、振込・振替指定日の前営業日までの本サービス利用時間内に限り、端末によって当行所定の方法で取り消すことができます。この場合、前項で定める訂正・組戻手数料はかかりません。

第16条 照会サービス

1. 照会サービスの内容

照会サービスとは、契約者の依頼に基づき、契約者があらかじめ指定した口座の残高、および当行所定の取引明細の情報を提供するサービスをいいます。なお、残高および取引明細は当行所定の時刻における内容となります。

2. 回答後の訂正・取消

受入証券類の不渡、その他相当の事由がある場合には、契約者から照会を受けて当行から回答した内容について、訂正または取消をすることがあります。この場合、訂正または取消により生じた損害について当行は責任を負いません。

第17条 データ伝送サービス

1. データ伝送サービスの内容

(1) データ伝送サービスとは、端末によって当行所定の取引依頼に基づき、当行がその手続きを行い当行所定の次のサービスを提供することをいいます。

- ① 総合振込
- ② 給与（賞与）振込
- ③ 口座振替

(2) 契約者が承認したデータを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとしします。

2. 総合振込

当行は、契約者からの依頼によるデータ伝送サービスを利用した総合振込事務を受託します。総合振込の利用を申し込まれる方は、「総合振込・給与振込（データ伝送）取扱規定」の内容をご了承のうえ、申し込むものとしします。

3. 給与振込

当行は、契約者からの依頼によるデータ伝送サービスを利用した契約者が契約者の役員及び従業員に対して支給する報酬・給与・賞与等の振込事務（以下「給与振込」といいます。）を受託します。給与振込の利用を申し込まれる方は、「総合振込・給与振込（データ伝送）取扱規定」の内容をご了承のうえ、申し込むものとしします。

4. 口座振替

当行は、契約者からの依頼によるデータ伝送サービスを利用した預金口座振替での収納事務を受託します。口座振替は、別途、契約者と当行の間で締結する「預金口座振替に関する協定書」の定めによるものとしします。

(2023年5月17日現在)

総合振込・給与振込（データ伝送）取扱規定

第1条 委託事務および預金種目

1. 総合振込の場合

契約者は自己の受取人に対する総合振込事務を当行に委託します。振込を指定できる預金種目は普通預金および当座預金とします。

2. 給与振込の場合

契約者は受給者に対する給与（賞与を含みます。以下同じです。）を受給者が指定する預金口座へ振り込む事務の取り扱いを当行に委託します。受給者が給与の振込を指定できる預金口座は、本人名義の普通預金および当座預金とします。

第2条 指定口座の確認

契約者が当行に総合振込・給与振込を依頼するにあたっては、事前に受取人が指定する口座の預金者名・預金種目・口座番号の確認を行うものとします。

第3条 振込依頼

契約者による当行に対する振込依頼は、総合振込・給与振込を行うにあたり必要とする内容を含んだ振込明細を電話回線、または専用回線を利用しデータ伝送することによって行うものとします。この場合、総合振込については振込指定日の前営業日の14時50分まで、給与振込については振込指定日の3営業日前の14時50分までにデータ伝送するものとします。

第4条 振込手続き

当行はデータ伝送された振込明細に基づき、振込指定日に振込手続きを行います。

第5条 振込資金

1. 総合振込の場合

契約者は、当行に対し、振込資金を振込指定日の前営業日までに当行に交付するものとします。ただし、振込依頼のデータ伝送を振込指定日の前営業日に行った場合は、振込資金を振込指定日の10時までに当行に交付するものとします。

2. 給与振込の場合

契約者は、給与振込資金を振込指定日の2営業日前の10時までに当行に交付するものとします。

第6条 給与振込の入金通知及び支払開始時期

当行は受給者に対して給与振込の入金についての通知は行いません。また、受給者に対

する給与振込の支払開始時期は、振込指定日の10時からとします。

第7条 取扱手数料

総合振込・給与振込（データ伝送）の利用にあたっては、当行所定の手数料（消費税相当額を含みます。）をお支払いいただきます。

第8条 口座引落とし

第5条の振込資金および第7条の取扱手数料の収納を、当行所定の方法で契約者が指定した預金口座からの引落としにより行う場合は、普通預金規定または当座預金規定にかかわらず、預金通帳・同払戻請求書の提出または小切手の振出を行わないものとします。万一、この取扱いについて事故が生じた場合は、自己の責任のもとで解決するものとします。

第9条 利用者の特定

当行は、受信した顧客特定情報（各種パスワード・各種暗証番号・ファイルアクセスキー等）と、届け出の顧客特定情報の一致を確認した場合には、正当なる利用申込者として取り扱うものとします。

第10条 免責

当行は本規定に基づく委託事務の取り扱いについて、当行の責に帰することのできない事由により生じた利用申込者の損害については、その損害賠償の責を負いません。

第11条 再送信

契約者または当行が受け入れたデータに瑕疵（不適合）があった場合は、契約者または当行はデータを修正のうえすみやかに再送信するものとします。なお、再送信は契約者と当行間で協議のうえ行うものとします。

第12条 解約

総合振込・給与振込（データ伝送）サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、契約者の都合により解約する場合は、当行に対し書面にて通知するものとします。

第13条 規定の変更方法

1. 本規定の各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第14条 補則

1. 本規定は、2020年5月1日に「総合振込に関する協定書（データ伝送）兼振込資金・手数料口座振替依頼書」および「給与振込に関する協定書（データ伝送）兼振込資金・手数料口座振替依頼書」の内容を反映し、制定したものです。
2. 2020年5月1日以前に総合振込・給与振込（データ伝送）サービスの利用を申し込まれた方は、2020年5月1日時点で「総合振込・給与振込（データ伝送）取扱規定」の内容をご了承されたものとし、それ以降は本規定が適用されるものとします。

(2020年5月1日現在)